

報 告 第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 1 8 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成22年11月8日

新居浜市長 佐々木 龍

- 1 損害賠償の額 1万8,000円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)
- 3 事故の概要

平成22年10月8日午後4時20分ごろ、駐車場（桜木町（省 略）付近）において、公用車が当該駐車場から左折した際、相手方の駐車場ポールに接触し、破損させた。